

第 89 日本電気技術規格委員会 議事要録

1. 開催日時：平成 28 年 12 月 1 日（木）13:30～17:20
2. 開催場所：日本電気協会 C, D 会議室
3. 出席者：(敬称略)
 - 【委員長】 日高（東京大学）
 - 【委員】 大崎（東京大学）
 - 金子（東京大学）
 - 栗原（電力中央研究所）
 - 國生（中央大学）
 - 横倉（武蔵大学）
 - 吉川（京都大学）
 - 今井（神奈川県消費者の会連絡会）
 - 大河内（主婦連合会）
 - 押部（発電設備技術検査協会）
 - 木戸（電気事業連合会）
 - 高坂（日本電線工業会）
 - 田中（日本電機工業会）
 - 土井（関西電力）
 - 高木（中澤委員代理：火力原子力発電技術協会）
 - 中尾（西村委員代理：日本電設工業協会）
 - 本多（電気設備学会）
 - 紅林（松浦委員代理：中部電力）
 - 松尾（電気保安協会全国連絡会）
 - 大野（山口委員代理：東京電力ホールディングス）
 - 【委任状提出】 横山（東京大学），野本（東京大学），望月（大阪大学），
酒井（電気学会），
 - 【参加】 七部，堀，及川（経済産業省 電力安全課），竹野
 - 【説明者】 発電専門部会：池谷（電力中央研究所），境（日本電気協会）
配電専門部会：伊藤（中部電力），曾我（日本電気協会）
発電用設備規格委員会：尾山（東京電力フュエル&パワー），
渡邊（東北電力），東（富士電機）
 - 【委員会幹事】 吉岡（日本電気協会）
 - 【事務局】 荒川，丸山，国則，齊藤（日本電気協会）

4. 配付資料：

- 資料 No.1 第 88 回日本電気技術規格委員会 議事要録 (案)
- 資料 No.2-1 「電力貯蔵用電池規程 (JEAC 5006)」一部改定の審議, 承認のお願いについて
- 資料 No.2-2 発変電専門部会: 「電力貯蔵用規程」の一部改定について技術会議及び外部へ意見を聞いた結果等
- 資料 No.3-1 「JESC 規格の定期確認結果 (案)」の審議・承認のお願いについて
- 資料 No.3-2 配電専門部会: 「耐摩耗性能を有する『ケーブル用防護具』の構造及び試験方法」(JESC E2020) 及び「臨時電線路に適用する防護具及び離隔距離」(JESC E2021) の改定と引用要請について技術会議及び外部へ意見を聞いた結果等
- 資料 No.4-1 日本機械学会 発電用火力設備規格 火力設備配管減肉管理技術規格 (2016 年版) に関する省令への適合性の審議のお願いについて
- 資料 No.4-2 発電用設備規格委員会: 「火力設備配管減肉管理技術規格」(JESC T/W0006) の改定と参照要請について技術会議及び外部へ意見を聞いた結果等
- 資料 No.5 電気新聞及びホームページ 公告文
- 資料 No.6 「一括エンドース」実現に向けた検討課題と方向性について
- 資料 No.7 平成 27, 28 年度における国への要請案件及び国で検討中の要請案件の状況一覧
- 資料 No.8 日本電気技術規格委員会 委員名簿 (平成 28 年 12 月 1 日 現在)
- 資料 No.9 第 88 回 JESC での委員長確認事項について (報告)
- 参考資料 No.1 発電用火力設備の技術基準の解釈の改正要請について (日電規委 28 第 0028 号)

5. 議事要旨：

5-1. 出席委員の確認 (報告案件)

委員会幹事より, 全委員数 25 名に対し委任状, 代理者を含めて 24 名出席で, 規約第 7 条による全委員数の 2/3 以上の出席という定足数を満たしていることが報告され, 委員会の成立が確認された。

5-2. オブザーバ参加者の確認 (報告案件)

委員会幹事より, 経済産業省電力安全課の電気技術基準担当七部課長補佐, 及川係長, 火力担当堀課長補佐, 及び竹野オブザーバがオブザーバ参加していることが報告された。続いて七部課長補佐より挨拶があった。

七部課長補佐の挨拶の概略は, 以下のとおり。

「前回の開催以降, 10 月 8 日の阿蘇山噴火, 10 月 12 日の OF ケーブルの火災による都内の大規模停電, 10 月 21 日の鳥取県中部地域の大地震, 11 月 8 日の博多駅前の大規模陥没事故による停電と, 思わぬところで思わぬ事故・災害

が発生した。OF ケーブルの火災については、東京電力等で原因究明が行われているが、後日電気設備の技術基準（電技）の規定事項を満足していたかについても検証対象になるかと思われるので、よろしくお願ひしたい。また、電気保安のスマート化のために、メリハリのある規制、保安力の向上を目指して、電技解釈の性能規定化の調査検討を日本電気協会に委託し審議が進められているが、従来の個別の解釈改正要請ではなく、電技解釈の仕様規定部分についてはできるだけ民間規格に移行し、一括エンドースするような仕組みの案が検討されているので、よろしくお願ひしたい。」

5-3. 第 88 回委員会議事要録案の確認 （審議案件）

事前送付済みの資料 No.1 第 88 回委員会議事要録案について最終的な確認が行われ、特にコメント等はなく本件は承認された。

5-4. 「電力貯蔵用電池規程」（JESC E0007）の一部改定について （発変電専門部 会） （評価案件）

資料No.2-1, 2-2 に基づき、「電力貯蔵用電池規程」の改定について、事務局より概要説明があり、引き続き発変電専門部会より詳細内容の説明が行われた。審議の結果、以下に示す議事を踏まえ、内容の一部修正を発変電専門部会で検討し委員長が確認すること、次回委員会でその内容を報告することを前提条件として、本件は承認された。

以下に主な議事を示す。

（質問 Q, 回答 A, コメント C）

Q1：国土交通省の「コンテナ型データセンタに係る建築基準法の取扱いについて」という通知文書が関係法令として掲載されているが、電力貯蔵用電池に関係があるのか？

A1：通常データセンタには蓄電池のバックアップ電源が入るが、コンテナに収納するデータセンタが多いため、この通知文書が出されたものだと思う。なお、人が立ち入るものについては、複数積み重ねると建築物に該当するとあるが、今回のものは人が立ち入るようなスペースがないタイプであり、点検や修理の際にも中に入ることはできない構造である。

Q2：P-14 の写真が側面のものと分かるよう、その旨を記載した方がよい。

A2：記載する。

Q3：架台の高さについての定義がないので、分かりにくいのではないか？

A3：架台の高さは P-8 の資料 1 に示されているとおり、コンクリートの基礎からの高さを言っている。コンクリート基礎に固定用の治具を埋め込み、その治具にコンテナを固定している。

Q4：コンクリートの基礎に直接コンテナが載るのであれば、架台という言葉はそぐわないのではないか。架台というと、支えるためのフレームなどと思

- われるが、消防法ではそういう意味で使っているのではないか？
- A4：消防での確認でも、基礎からコンテナの天井までの高さのことと言われて
いる。
- C1：そうであれば、そのように記載するのがよい。
- Q5：消防法では、架台は物を載せる台のように書いてあるが、ここではコンテ
ナ全体の高さとして書いてあり、内容が異なるのではないか？
- A5：今回のタイプのものを消防で確認した際に、全体が一体のものでありコン
テナ全体が架台という扱いをされて、6m未満であることという指導を受け
たものである。消防法や指導を受けた根拠などについて再確認して、必要
であれば記載の修正を検討する。
- Q6：建築基準法上の建物ではないとのことだが、消防法上や危険物の取締法上
の扱いは確認しているか？P-11の資料4では、屋外貯蔵所の架台の基準が
参照されているが、屋外貯蔵所として扱われることになるのか？そうであ
れば、屋外貯蔵所としての離隔距離など、危険物の取り扱いの規定が出て
くるかと思うが。
- A6：今回消防に確認を取っているので、消防法上の規定は問題ないと思う。
- Q7：そのような規定を記載しておく必要があるのではないか？
- A7：再度確認するが、危険物の管理などについては、従来の別の項に規定して
いる。
- Q8：今回のものを複数積み重ねても建築物として扱われない事例が確認された
ということだが、P-9の資料2の最後にある「複数積み重ねる場合にあっ
ては…建築物に該当するものとして取り扱うこととする」という記載との
関係はどうなるのか？
- A8：資料2は、内部に人が立ち入ることができるものを複数積み重ねる場合の
ことを言っているが、今回のものは内部に人が立ち入ることができない構
造であり、その場合は建築物として扱われなかったというものである。た
だし、どこでも同じ扱いになるのかははっきりしないため、そういう事例
があったので確認を取るよう推奨するものである。
- C2：この委員会としては、今回の構造のものの安全性を確認して承認すること
が重要ではないか。
- Q9：今後技術的な動向として、こういった構造のものの意味があり、サポート
していく必要があると判断した場合は、危険がないかというマイナスの面
のチェックをしておくことが必要ではないか？今回のものが2段積みにな
っても技術的に困ることは起こらないという確認は、しておいた方がよい
と思う。
- A9：安全性の確認として、これまでの規定の中にある危険物の取り扱いや離隔
距離などの規定について、すべてクリアしていることを確認している。今
回のもものは2段積みであるが、メーカーからのヒアリングや現地での現物

確認で、どのようにアンカーを打っているかとか、接続部分をどう接続しているかなどを確認している。また、一般的な運搬用のコンテナと同じものだが、重いものが入るため強度を十分上げていることを確認している。従い、今回の2段積みのももの安全性は確認できていると考えている。ただし、各行政がどう判断するかは別で、地域の特性もあるので、毎回確認することを推奨する規定を追加したものである。

Q10：基礎はしっかり固定したとのことだが、コンテナの下の段と上の段をどう固定するかについては個別案件にまかせるのか？

A10：電池や支持物の構造について耐震強度を有することは別の項で規定しており、その規定に基づき設置することになる。

5-5. 「耐摩耗性能を有する『ケーブル用防護具』の構造及び試験方法」(JESC E2020) 及び「臨時電線路に適用する防護具及び離隔距離」(JESC E2021) の改定と引用要請について (配電専門部会) (評価案件)

資料No.3-1, 3-2に基づき、電技解釈引用 JESC 規格 2 件の改定と引用要請について、事務局より概要説明があり、引き続き配電専門部会より詳細内容の説明が行われた。審議の結果、本件は承認された。

なお、資料 3-2 の P-2 7. その他の、JESC の委員と配電専門部会の委員を兼務している委員のうち、田中委員の所属に誤記があり、次のように修正することを確認した。

(誤) 日本電線工業会 → (正) 日本電機工業会
以下に主な議事を示す。

(質問 Q, 回答 A, コメント C)

Q1：最新の電気用品の解釈との整合を図って改定したとのことだが、過熱後の放置時間などの条件が変更になったのは何を意味しているのか？材料の耐摩耗性能に影響するのか？

A1：耐摩耗性能は P-10 の 2. 技術的規定の三号で規定されているが、この内容は変更されておらず、今回の改定で耐摩耗性能への影響はない。今回変わったのは、材料が具備すべき事項を確認する試験方法である。過熱後の放置時間の条件などが変更されており、見た目では条件が厳しくなっているように見えるが、材料がよくなったということではなく、電気用品の解釈が改正される際に、このような変更を行っても試験結果は変わらず、評価できることを確認しているものである。試験方法の合理化の観点で、変更されたものと考えている。

C1：材料そのものの変更ではなく試験方法の合理化であり、従来は過熱後最短で試験をしようとしても 12 時間待つ必要があったものが、4 時間以上待てば試験することが可能になり、過熱時間は不変だが、過熱後 60 時間以内に試験する必要があったものが、96 時間以内に試験すればよいことになった

ものである。この評価法で性能が十分評価できるということが重要と思う。

**5-6. 「火力設備配管減肉管理技術規格」(JESC T/W0006) の改定と国への参照要請
について (日本機械学会 発電用設備規格委員会) (評価案件)**

資料No.4-1, 4-2に基づき, 「火力設備配管減肉管理技術規格」の改定と国への参照要請について, 事務局より概要説明があり, 引き続き発電用設備規格委員会より詳細内容の説明が行われた。審議の結果, 本件は承認された。

なお, 資料 4-2 の P-2 7. その他の, JESC の委員と発電用設備規格委員会の委員を兼務している委員に記載漏れがあり, 次のように修正し中澤委員を追記することを確認した。

(誤) …委員は 2 名である。→ (正) …委員は 3 名である。

(追記) 中澤 治久 ((一社) 火力原子力発電技術協会)

以下に主な議事を示す。

(質問 Q, 回答 A, コメント C)

C1: 配管減肉の試験方法の追加は, 確かさが増すことになり賛成である。資料 No. 4-2 の P-3 の No. 2 の回答・処置に, 原子力分野ではバックグラウンドが高いという記載があるが, おそらくタービン系の配管が主な対象になるかと思われ, その場合バックグラウンドは, PWR では火力と全く変わらないし, BWR でも 2 次系配管ではほとんど変わらないので, そのように理解いただきたい。また, No. 1 の回答・処置に照射面積 20mm x 20mm 程度での平均値とあるが, 復水器につながる部分などには局部減肉もある。原子力の配管を 20mm 程度のピッチで測定し, ちょうど中洲のところの厚さを測定し, 実際は横が大きくえぐれていたというような事例もあったので, 複数の点検 (試験) 方法を利用することは有効だと思う。

Q1: 3 方向放射線透過法の測定装置の, 取り付け精度はどの程度と考えればよいか?

A1: 芯ぶれ 1mm 以内というのが絶対条件になるので, 測定部分の取り付け精度は ±1mm になる。

Q2: 通常肉厚測定位置は溶接線を基準に位置決めをしていると思うが, 3 方向放射線透過法は保温の上から測定できるため, 溶接線の位置が確認できない場合がある。その際の測定点の位置決めについては, どのように考えているのか?

A2: 例えば溶接線の代わりに基準線となり得るような金物をつけるなど, 保温の上からでも測定毎に測定位置がずれないように管理することが必要となる。測定毎に測定位置がずれないように管理することは, 通常の超音波探傷検査なども重要かつ基本であり, その方法については規格として規定はしていないが, 試験員の判断に含まれるものと考えている。

Q3: 追加した 3 方向放射線透過法の利点や注意点は, どこに記載されている

か？

A3：P-77の8.1(1)や(3)に記載している。

C2：規格としてはどういう試験方法かを示すことが重要であり、その試験方法を実現できる機材が例示されており、P-5の付属書1では、各試験方法の特徴に応じて試験用途としての位置付けが規定されている。更なる詳細については、規格に基づく解説文書や機器の説明書などに記載されるものと思われる。規格はできるだけ簡潔かつ正確に作るべきと考える。

Q4：20mm x 20mmという照射面積と検出の精度・分解能的な話が出ているが、これらが今回の試験方法の大きな特徴であれば、注意事項として記載すべきではないか？

A4：不確かさについては規格の中で明記している。通常の工業分野で使われている放射線透過法の場合も、吸収係数や放射線検出変動の不確かさはある。

Q5：統計的な不確かさと、照射面積が限られるためこれ以上絞ることはできないこととは異なる問題だと思うが？

A5：20mm x 20mmは今回の検出器の面積を言っており、例えば5mm x 5mmのものも作ることはできる。ただし、絞ると放射線量が小さくなり測定時間がかかることになるので、今回は実用的に使いやすい20mm x 20mmの検出器を作り測定したものである。

Q6：照射面積については、規格に一切書かないのか？

A6：照射面積は自由に選ぶことができるので、規格に書くことではないと考える。

Q7：世界的に、この分野で使われている方法なのか？

A7：調べきっている訳ではないが、放射線を利用して配管の両面の肉厚の合計値を測定している例はあるものの、この方式により配管の片面の肉厚を測定している例はこれまでないと思う。シームレスパイプを製造するラインで、オンラインで配管の肉厚を測る測定方法があるが、それはすごく大きな装置であり、この規格の対象となる分野での測定には使えないものである。

Q8：今回規格に書かれている内容は、手法などの技術の紹介として書かれているものと思うが、資料No. 4-2のP-3の例えばNo. 1の質問は、「この測定方法で、局部減肉は測定できるのか？」であるのに対し、回答・処置は今回の装置に特定した回答になっている。仮に別の装置が出てきた場合でも、正しい回答になっているのか？

A8：No. 1の回答の「本装置での肉厚測定は照射面積20mm x 20mm程度での平均値となる。」の部分は、この装置に対する回答になっている。その後の「本試験方法では、照射面積範囲内に減肉が存在すれば平均値として測定される。」はこの装置に特定される内容ではない。

Q9：この規格が作られた発端が、原子力発電所における配管減肉に起因する事

故であったということであれば、原子力分野への適用についての回答は、正確な説明が必要ではないか？

A9：この規格は、親となる配管減肉管理に関する規格の下に作られた火力設備に関する規格だが、同様に原子力設備に関する規格も作られている。

C3：今回は火力の規格であるが、PWRの2次系など給水管系は火力も原子力もそれほど差はない。火力で実績が出て色々と利用されてくれば、原子力にも適用して、よい管理ができるようにという動きになるものと思われる。今回は火力で試験方法を追加しているが、将来に渡り原子力に対して使わないということではなく、むしろ積極的に技術を拡げていくという方向と思っている。

C4：資料 No. 4-2 について、記載の漏れていた兼務委員については追記することとし、それ以外の P-3 の回答部分に対するコメントについては、既に技術会議で回答した内容の記録であり、これを修正することはできないため議事録に残し、今後いろいろな所で説明する際などには誤解のない説明をするよう注意いただきたい。

5-7. 平成 28 年度電気施設保安制度等検討調査（電気設備に関する技術基準の性能規定化検討調査）について （報告案件）

資料 No. 6 に基づき、事務局より、平成 28 年度電気施設保安制度等検討調査（電気設備に関する技術基準の性能規定化検討調査）の、「一括エンドース」実現に向けた検討課題と方向性についての報告が行われた。

以下に主な議事を示す。

（質問 Q，回答 A，コメント C）

Q1：国のパブコメが無くなると、JESC でのパブコメだけになる。現状の JESC のパブコメでは意見提出のない案件も多く、国の行うパブコメに比べて意見募集の効果が下がることが心配である。また、どこまで解釈に残すかの判断を慎重にお願いしたい。エンドースされる JESC 規格は強制基準になり、例えば高圧受電設備規程は民間規格だから違反しても特に問題はないという言い方をしているが、今後は違反すると改修命令が出される基準になるので、その重みがものすごく増すことになる。また、強制基準となる民間規格が有償でよいのかということも心配である。

A1：行政手続法はパブコメを国が行うよう求めており、今のままの JESC のパブコメが行政手続法の要求を満足するかについては検討が必要であり、実行性のあるパブコメとして幅広く意見をいただくためにどうしたらいいかは検討課題と考えている。強制基準というと、必ずそれに従わなければいけない独占的な基準のイメージを受けるが、解釈は省令を満たす一つの例示であり、エンドースされる民間規格も同様である。また、原則は、詳細に規定された民間規格を丸ごと解釈に取り込むのではなく、現状の解釈

に規定されているレベル相当の規格の一部を、国の基準と関連するものとして、民間規格側で線引きをしたいと考えている。規格の価格については、規格策定団体によっては規格の売り上げで運営費用を賄っているところもあり、どのような手当てが可能かについて考えていかなければいけないと考えている。

Q2：確かに解釈は例示で、それ以外の方法でもよいことになっているが、それ以外の方法でやることはほとんどないので、現実には強制基準になっている。

A2：柔軟性を持たせるという主旨もあり、規格作成団体が作った例示のその1、その2、その3…について省令適合性を JESC で承認したものは、例示として追加されるという仕組みになればよいと考えている。

Q3：スライド 14 の左側の国のフローがなくなるということだが、スタートとなる要望意見の部分は変わるのか？

A3：スタート部分は同じである。

Q4：要望は自由にどんどん上げられてくるのか？

A4：そのとおりであり、そのため、ますます民間の役割は大きくなるものと考えられる。その際に、どこまで責任を負うのかという議論が出ており、今後さらに検討を進める予定である。

Q5：作成機関から評価機関に審議依頼が来るが、承認した規格が強制基準になり、それが原因で何らかの不利益が生じた場合、責任は評価機関に来るのではないか。

A5：まさに議論のあるところで、スライド 6 にあるとおり、例示基準は処分基準にもなるが、行政手続き法で処分基準は適合命令を出す国が決めるものと定められている。処分基準となる解釈には、従来から国が規定の文書を記載したり民間規格を引用していた。その状況自体はこれからも変わらず、処分基準は国が決めるが、その決め方として国は個別の規格をチェックするのではなく、評価機関が評価するプロセスをチェックして、そのプロセスで承認された規格であれば国の処分基準として妥当という宣言を国にしてもらい、併せて、そのために必要な評価機関の要件を出してもらい、それが維持されていることを国が確認するという仕組みを考えている。

Q6：そういった国の監査的な作業は、フローのどこに入るのか？

A6：さきほどのような宣言を、国の内規や通達として示してもらうことになる。現在の大臣文書も内規であり、解釈も大臣文書の一部である。

Q7：解釈には従っていなかったが、行政命令も出されていない状況で、何かあった時の扱いはどうなるのか？

A7：現在の処分基準の大臣文書でも、解釈のとおりであれば適合命令は発動されないと言っているだけであり、解釈のとおりでなくても適合命令が発動されない場合はある。エンドースされた民間規格でも同様で、そのとおりであれば適合命令が発動されないことを保証するものであり、それに従わ

なくても直ちに違反になるということではない。解釈にも、「この電気設備の技術基準の解釈は、電気設備に関する技術基準を定める省令に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容をできるだけ具体的に示したものである。なお、省令に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容はこの解釈に限定されるものではなく、省令に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、省令に適合するものと判断するものである。」と記載されており、それに従えば適合命令が発動されない例示基準が民間規格で増えていくということである。

Q8: 国が決めた技術基準というルールがあり、設置者はそれを実行しなければいけないということは基本的に変わらない。その技術基準が多岐にわたり技術的にも複雑になってくるので、それをどういう形で決めるかというだけで、何か不都合があった時に例えば JESC のような機関が設置者から責任を問われるということはあると思う。一番権限が強くて何かしなければいけないということを決めているのは国であり、国と当事者が争えばよい。当事者は、このルールを守っていれば一定の保証があるのでやっているだけで、それですべてが免責になっているわけではない。それで何か不都合があった場合には、国を訴えるという話に尽きるのではないか？民間規格評価機関が、その間に入って責任を負うというのは理解できない。

A8: 国も含めてその責任の関係が不安だというひとがおり、きちっと整理しようと思う。

C1: おっしゃる通り、技術基準適合命令は、省令に適合していないことを大臣、国が判断し出すもので、機械的に出されるものではない。あまり責任、責任というのはおかしいのではないか。適合命令する時に国が技術基準適合性を判断するが、技術基準は抽象的な書き方をしており、基準に合致していなくても安全と判断した時には命令は出ない。あまりこの委員会の責任を強調するのはおかしいと思う。JESC に違反した場合はと書いておらず、あくまでも省令に違反した場合はと書いてある。

C2: そもそもこの調査は、省令で定めている技術基準を満たす一例として解釈を出しているものの、実質は強制基準的に運用されており硬直を生んでいるものを打破したいと考えているものである。個々に JESC で審議・評価され改正要請が出されるというプロセスを迅速化して、新技術や新材料などに対応するものであり、内容が民間規格に落ちたからといって強制している訳ではなく、その内容に従っていれば、省令が求めている感電しないとか火災を起こさないという要件を満たしていると判断するものである。個別の民間規格の内容まで国が評価して定められているものではないので、それにより生じた不利益について直ちに国の責任ということにはならないと思う。不利益が生じた際に、国としては、あくまでも技術基準の要件を満足していたかのひとつの判断として民間規格を見るのであり、他の技術

的根拠で省令適合性を十分説明してもらえれば、技術基準適合命令をかけることはない。

C3:何か不都合があったら、民間規格評価機関ではなく、直接国を相手にクレームをつければよいのであり、そのクレームが通るかどうかは例えば裁判ではっきりすることになるが、その際に民間規格評価機関が責任者になるということはないと思う。それをはっきりさせないと、利用する方にも誤解が生じるので徹底させるべきだと思う。民間規格を導入しているということだけで免責という考えは、設置者が義務を負っているという意識を希薄にするものだと思う。共通の経験、知識、新知見を活かせる場として、皆で利用できるものは利用していくという仕組みだと思うが、そこに責任を持たせると第二の役所ができるだけではないか。

C4:この検討の場で、責任があるかないかという短絡的な発言がなされると、技術基準に係わる新しい要望規格の評価を行っていただく各委員の気持ちの中に「責任がないのなら」といった判断を持たれるのではないかと懸念。技術者として専門家としての適切なジャッジをしていただき、問題になる規格を通過させぬよう、ぜひ厳しく審査していただきたい。

Q9:このような制度について、諸外国の制度の調査や日本の制度との比較などは行っているか？

A9:米国では、法律で国の規制に原則民間規格を使うよう定められている。日本は、大昔は国が詳細まで決めており、その後法律ごとに性能規定化されてきたが、電気事業法は平成9年にかなり先頭で性能規定化された。ただし、本来の主旨の性能規定化は実態上現在も実現できておらず、例示規格といいながら強制基準のように受けとめられている。今回はそれを本来の性能規定にするための調査だが、米国のように国から民間規格を使いなさいと宣言され、責任の話も担保されればよいが、個別の民間規格を使っていくことに対し、責任についての理解が簡単には得られず、詳細に検討し整理する必要があると考えている。

C5:米国の例があるのであれば、メリット、デメリットの評価や、その上でのリスクにどう対処するかというような整理が必要と考える。

C6:性能規定化の検討調査委員会でも、同種の議論が出されているものと思う。本来はJESCの意見を聞く必要はないのかも知れないが、ぜひ今回出された意見も参考にして、検討調査委員会の議論に載せていただければと思う。もし更に意見があれば、それを取り上げるかどうかは検討調査委員会の判断になるが、日本電気協会の荒川部長までメールで連絡いただきたい。

5-8. 平成 27, 28 年度に国へ要請した案件のその後の状況について (報告案件)

資料 No.7 及び参考資料 No.1 に基づき、事務局より、以下の状況が報告された。

- ・平成 28 年 11 月 30 日の火技解釈の改正で、平成 28 年度の改正要請 1 件 (No. 28-3) が反映された。
- ・第 88 回 JESC で承認された、火技解釈への引用要請 1 件 (No. 28-6) の要請書 (参考資料 No. 1) を経済産業省に提出した。

5-9. 表彰選考委員会の委員について (報告案件)

事務局より、表彰選考委員会の委員のうち、電気事業連合会の手島委員、日本電機工業会の岩本委員が交代になり退任されたこと、事務局としては、委員の所属団体の業務のバランスを考慮し、それぞれ交代された委員の後任の委員にお願いするのが良いと考えているむねの報告があり、日高委員長より、表彰等の要領の規定に基づき、表彰選考委員会の新委員として電気事業連合会の木戸委員、日本電機工業会の田中委員が指名された。

5-10. 第 88 回 JESC での委員長確認事項について (報告案件)

資料 No. 9 に基づき、事務局より、第 88 回 JESC において委員長確認事項となった、電気設備の技術基準の解釈に引用されている JESC 規格の内容確認に関する報告についてのコメント対応が報告された。

6. その他

6-1. 委員会の開催日程

次回第 90 回委員会は、現状平成 29 年 3 月 8 日 (水) の開催で計画していることが報告された。

－以 上－